

西原中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、子どもの成長に関わるすべての者が必要な手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校・学級においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態につながる可能性のあることを十分に認識しておく必要がある。

このような認識のもとに行われるいじめの防止に向けた様々な取組は、学校の内外を問わずいじめがなくなり、すべての生徒が安心して学校生活を送れるようにすることを目的として行われなければならない。

また、いじめの防止に向けた様々な取組をとおして、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて生徒が理解や認識を深め、すべての生徒がいじめをせず、いじめを認識しながら放置することがないようになることを目的として行われなければならない。

これらの目的を達成するため、ここに「西原中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

なお、この「西原中学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、本校におけるいじめに対する基本的な考え方やいじめの防止に向けた具体的な取組の内容を明確に規定することにより、全職員の共通理解のもと、学校総体として全力をあげていじめの防止にあたることができるようすることを目標とした。

また、この「西原中学校いじめ防止基本方針」を生徒及び家庭と共有することにより、本校職員と生徒及び保護者の連携のもとで、本校におけるいじめの防止に向けた取組がより組織的かつ効果的に実践できるようすることを目標とした。

そのため、この「西原中学校いじめ防止基本方針」については、毎年度、4月当初の職員会議で全職員による共通理解を図り、できるだけ早い時期にすべての生徒及び家庭に周知を行っていくものとする。

また、この「西原中学校いじめ防止基本方針」に規定したいじめ防止のための様々な取組をより実効性の高いものとするために、個々の取組の成果や課題を具体的に検証し、必要に応じて修正や改善を加えていくものとする。

1 組織の設置及び運用

- (1) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等に向けた具体的な対策等を総括的に審議・決定する機関として「いじめ対策委員会」を設置する。なお、同機関においては不登校についての対策等も協議することから、名称を『いじめ不登校対策委員会』とする。
- (2) 『いじめ不登校対策委員会』は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、人権教育主任及び養護教諭をもって構成する。
- (3) 発生した個別のいじめ事案については「情報集約担当者」（生徒指導主事）が情報を集約し、『いじめ不登校対策委員会』で対策等を検討する。また、その際には、当該事案に関連する生徒の所属する学級の担任等をこれに加えることとする。
- (4) 『いじめ不登校対策委員会』において決定された内容は、速やかに全職員に周知し、各学年部等による組織的な取組を早急に実施することとする。

2 本校におけるいじめの定義

【いじめ防止対策推進法における定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の条文にあるように、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。この際、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いからいじめられた本人がそれを否定することも少なくないことを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは少しも恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子を細やかに観察するなどして確認する必要がある。

なお、インターネット上で悪口を書かれた本人がそのことを認知していない場合や、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、様々な状況が発生しうることが考えられるところから、対応や指導にあたっては、事実関係や双方の思いなどを十分に確認した上で行うことが必要である。

本校においては、具体的ないじめの態様として以下のようなものを想定する。

- ・冷やかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なことなどを言われる。
- ・仲間はずしや、集団による無視などをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の身体又は財産等に重大な被害が生じるような深刻なものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮を行った上で、警察に相談・通報するなど、関係機関と連携した対応を早期に取っていくこととする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

①「わかる授業づくり」をとおして

生徒が学校で過ごす時間の大半を占めるのが教科等の授業であり、それぞれの授業をとおして、学ぶ意欲の向上や知識の習得、思考力・判断力・表現力を育成することなどが求められている。また、授業をとおして、規律を身につけたり、規範意識を高めたり、自尊感情を高めたり、他者への理解を深めたりすることが期待できる。

そこで、授業の工夫改善をとおして「わかる授業づくり」を実践化することにより、豊かな心と確かな学力を身につけた生徒の育成を図っていく。

《「わかる授業づくり」のための具体的実践事項》

- 授業の開始及び終了時刻を守る。
- 本時のめあて(課題)を明示し、終末に達成の度合いを確認する場を確保する。
- 学習意欲を喚起するめあて(課題)を設定し、それにつながる発問の工夫と精選を行う。
- 個人思考(一人学び)と集団思考(ペア・グループ・全体等での討議)の場を確保する。
- スマートステップの評価を行い、わかつて(できて)いるかを確認する。

《「わかる授業づくり」を支える授業規律》

- 授業開始2分前には着席し、授業に必要なものを机上にそろえて待つ。
- 授業開始30秒前になつたら号令担当の合図で黙想し、気持ちと体を落ち着ける。
- 授業の開始と終了のあいさつは、号令担当の合図に合わせて声をそろえて元気に行う。
- 指名されたら「はい」と返事をして立ち、多くの生徒が見える方向に向いて発言する。
- 発言者を見てしっかりと聞き、発言が終つたら、必要に応じて拍手等の返しをする。

《「わかる授業づくり」の土台となる授業者の基本姿勢》

- 「認め・ほめ・励まし・伸ばす」を基本に一人一人が大切にされる雰囲気づくりに努める。
- 一人一人の違いを個性として認め、生徒を呼ぶときは、くんさん付けで呼び、生徒間での肯定的な見方を醸成する。
- 教材研究を充実させ、展開・発問・教材や教具等の工夫を図る。
- 授業の公開や参観を積極的に行い、進んで他の授業者の指導技術や姿勢に学ぶ。
- 定期的に自己評価を行い、授業力や生徒理解力及び人権意識の向上を図る。【別紙1】

②「いじめを生まない土壤づくり」をとおして

いじめを未然に防止するためには、子どもたちの中にいじめを生まない土壤をつくり上げることが必要である。そのためには、心の通い合う対等な関係の中で、自他を尊重する心を持ち、短期的な目標とともに将来の夢や希望を持たせ、それに向かって挑戦しようとする意欲を持たせることが重要である。

そこで、いじめを生まない土壤をつくるために下記のような取組を行い、お互いの人格を尊重し、心の通う人間関係を構築する能力の育成を図っていく。

- 道徳教育や人権教育を充実させ、自他を尊重し支え合う意識や意欲の向上を図る。
- いじめのおかしさや影響等について学んだり考えたりする機会の充実を図る。
- 生徒会活動、専門委員会等の異年齢集団での活動を推進し、自己有用感の高揚を図る。
- ボランティア活動や環境保全活動等を推進し、自己有用感の高揚を図る。
- 体験活動や学校行事等を工夫し、コミュニケーション能力の向上を図る。

③その他の取組をとおして

上記の他に、次のような取組を行っていく。

- 定期的なアンケート調査等の実施により、生徒の実態等の把握に努める。【別紙2】
- 全生徒を対象とした教育相談を学期に1回以上実施し、意識や実態の把握に努める。
- 生活ノートの点検や日常的な観察等を充実させ、生徒の変化等の早期把握に努める。
- 家庭との情報交換や連携を密にし、情報の共有と協力体制の構築に努める。
- 上記の取組等を整理し、教育活動全体での取組が把握できる表を作成する。【別紙3】
- 日課表の見直し等を行い、教師が生徒と関わる時間の確保と充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、すべての人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。しかし、いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが少なくない。

そこで、次のような認識のもとに、いじめの早期発見に向けた取組を行っていく。

- ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって見る。
- いじめもしくはいじめの疑いを認知したら、早い段階から的確に関わりを持つ。
- いじめを隠したり軽視したりせず、積極的にいじめの認知に努める。

- 欠席や遅刻、早退の生徒とは必ず連絡を取り、いじめが原因でないかを確認する。
- 授業やその他の場面での観察を充実させ、ささいな変化等の把握に努める。
- アンケート調査や教育相談等を定期的に実施し、実態の把握に努める。
- 学校における電話相談等の窓口を周知し、いじめを訴えやすい体制を整える。
- 必要に応じて家庭と連絡を取り、連携して生徒を見守るよう努める。

(3) いじめへの対応

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、組織的な対応を行う必要がある。また、家庭や教育委員会への連絡や相談とともに、事案によっては警察等の関係機関と連携した対応が必要となる場合がある。

このため、教職員は日頃から、いじめを認知した場合の対応の在り方について理解を深めておく必要がある。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

本校においていじめを認知した場合は、別に作成したいじめ対応マニュアル（【別紙4】「いじめの早期解決に向けて」）にしたがって対応を取ることとする。

なお、いじめとは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもってはじめて解決したと判断されるべきである。

本校においても、そのような観点から、対応後の経過を注意深く見守っていく必要がある。

4 重大事態への対処

いじめが要因と考えられる重大事態が発生した場合には、「熊本県いじめ防止基本方針」の「3 重大事態への対処(p.13-p.18)」にしたがって対処する。

5 その他

ここに定めるものの他、新たに規定する必要のある事項等が生じた場合には、『いじめ不登校対策委員会』における協議を経て追加を決定し、追加後の本方針を速やかに生徒及び家庭に周知する。